

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 49(行ツ)89	原審裁判所名	名古屋高等裁判所
事件名	決定取消請求	原審事件番号	昭和 47(行コ)4
裁判年月日	昭和 50 年 10 月 29 日	原審裁判年月日	昭和 49 年 7 月 19 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 116 号 427 頁		

判示事項	建物新築による不動産工事の先取特権保存の登記につき建物の所在地番の更正が許されないとされた事例
裁判要旨	原審確定の事実関係（原判決参照）のもとにおいて、建物新築による不動産工事の先取特権保存の登記につき建物の所在地番を更正することは、登記の同一性を失わしめるものとして許されない。

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。	
上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
上告代理人片山主水の上告理由について	
<u>原審の確定した事実関係のもとにおいては、本件更正登記により更正前の登記と更正後の登記との間に同一性が失われるから、右更正登記の申請は許されないものであるとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。</u>	
よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。	
(裁判長裁判官 本林讓 裁判官 岡原昌男 裁判官 大塚喜一郎 裁判官 吉田豊)	

※参考：判例時報 798 号 22 頁